定款

○○株式会社

平成○○年○○月○○日

平成○○年○○月○○日公証人認証

平成○○年○○月○○日会社設立

○○株式会社定款

第1章　総則

(商号)

第1条　当会社は、○○株式会社と称する。

(目的)

第2条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。　(1)○○の製造及び販売　(2)○○の輸入、輸出及び販売　(3)インターネットによる情報提供サービスおよび通信販売、広告業務

(4)前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条　当会社は、本店を東京都○○区に置く。

(公告方法)

第4条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章　株式

(発行可能株式総数)

第5条　当会社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条　当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

ただし、当会社の株主が取得する場合には、この承認があったものとみなす。

第8条

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として、株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令に定めのある場合は、株式取得者が単独で請求することができる。その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条

当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、請求しなければならない。その登録又は表示の各抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条

前2条に定める請求をするには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条　1 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権

を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利

を行使することができる株主とする。2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の

株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、そ

の権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条　1 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の

　 書式により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章　株主総会

(招集時期)

第14条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時

株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集し議長と

なる。

第16条　取締役に事故又は支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(招集通知)

第17条　1 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる

株主に対し、会日の5日前までに発する。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使する

ことができる株主の全員の同意がある時は招集の手段を経ることなく開催す

ることができる。

(株主総会の決議)

第18条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席し

た議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により動機の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第20条

取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条

1 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名

とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提

出しなければならない。

(議事録)

第22条　株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の

経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した

議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章　取締役

(取締役の員数)

第23条　当会社は、取締役1名以上を置く。

(取締役の資格)

第24条　取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、

株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第25条　取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決

権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の解任)

第26条

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって解任できる。

(取締役の任期)

第27条　取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結時までとする。

(代表取締役および社長)

第28条

1 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役

1名を定め、代表取締役を持って社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

(報酬等)

第29条

　取締役が報酬、賞与その他の執務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

第5章　計算

(事業年度)

第30条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年１期とする。

(剰余金の配当)

第31条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録

された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第32条　剰余金の配当が、その支払の提供の日から３年を経過しても受領されない

ときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章　附則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第33条　1 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。　2 当会社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第34条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成○○年3月31日

　までとする。

(設立時取締役等および設立時代表取締役)

第35条　当会社の設立時取締役等および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

　　住所

設立時取締役等および設立時代表取締役　氏名

(発起人の氏名、住所等)

第36条　発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と

引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

　発起人の住所　○○○○

　発起人の氏名　○○○○ 50株 　金50万円

ただし発起人○○は金銭出資とともに現物出資を行う。

(現物出資)

第37条

　現物出資をするものの氏名または名称、当該財産及びその価額ならびにそのものに対して割り当てる設立時発行株式の数は次のとおりである。

1. 現物出資者の氏名または名称　○○○○
2. 現物出資の財産及びその価額

○○製　車種名○○　車台番号○○　1台　金50万円

1. 割り当てる設立時発行株式の数　50株

第38条

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、○○株式会社を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

定款作成日

発起人住所　○○○○

発起人氏名　○○○○　　実印

捨印